

笠間市告示第 330 号

平成 30 年第 2 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 30 年 5 月 25 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 平成 30 年 6 月 1 日 (金)

2 場 所 笠間市議会議場

平成30年第2回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
6月 1日	金	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
6月 2日	土	休 会	
6月 3日	日	休 会	
6月 4日	月	休 会	議案調査
6月 5日	火	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会開催〕
6月 6日	水	休 会	議事整理
6月 7日	木	休 会	常任委員会（総務産業・教育福祉）
6月 8日	金	休 会	常任委員会（建設土木）
6月 9日	土	休 会	
6月10日	日	休 会	
6月11日	月	休 会	議事整理
6月12日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月13日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月14日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
6月15日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会開催〕

平成30年第2回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成30年6月1日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊雄	君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井栄	君
	4番	小松崎均	君
	5番	菅井信	君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	10番	野口圓	君
	11番	藤枝浩	君
	12番	飯田正憲	君
	13番	西山猛	君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹	君	
副	市	長	近藤慶一	君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	塩 畑 正 志 君
総 務 部 長	中 村 公 彦 君
市 民 生 活 部 長	石 井 克 佳 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	大 森 満 君
上 下 水 道 部 長	市 村 勝 巳 君
市 立 病 院 事 務 局 長	友 水 邦 彦 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 長	安 達 裕 一 君
笠 間 支 所 長	渡 部 明 君
岩 間 支 所 長	伊 勢 山 裕 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 辺 光 司
次 長	堀 越 信 一
次 長 補 佐	若 月 一
係 長	神 長 利 久
主 幹	塩 田 拓 生

議 事 日 程 第 1 号

平成30年6月1日（金曜日）

午 前 10 時 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 選挙第1号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度笠間市一般会計補正予算（第6号））
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）

- 日程第6 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第7 議案第50号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて
- 日程第8 議案第51号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第9 議案第52号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第53号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第54号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第55号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第56号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第12 議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第58号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第59号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第60号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第62号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第63号 笠間市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について
- 日程第19 議案第64号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第20 議案第65号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）
- 日程第21 議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 選挙第1号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度笠間市一般会計補正予算（第6号））
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）

- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第7 議案第50号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて
- 日程第8 議案第51号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第9 議案第52号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第53号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第54号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第55号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第56号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第12 議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第58号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第59号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第60号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第62号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第63号 笠間市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について
- 日程第19 議案第64号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第20 議案第65号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）
- 日程第21 議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

午前10時00分開会

表彰状・感謝状の伝達

○議長（海老澤 勝君） 皆さん、おはようございます。

本会議に先立ち、全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会から表彰状が贈られてお

りますので、ここで伝達を行います。

事務局長。

○**議会事務局長（渡辺光司君）** 全国市議会議長会から表彰を受けられました議員の方々を読み上げさせていただきます。

15年表彰では、海老澤 勝議員、同じく15年表彰で石松俊雄議員、次に、10年表彰では飯田正憲議員、以上3名の方でございます。演壇の前までお進み願います。

○**議長（海老澤 勝君）**

表彰状

笠間市 石松俊雄殿

あなたは、笠間市議会議員として15年、笠間市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第94回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成30年5月30日

全国市議会議長会会長 山田一仁

〔表彰状伝達、拍手〕

○**議長（海老澤 勝君）**

表彰状

笠間市 飯田正憲殿

あなたは、笠間市議会議員として10年、笠間市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第94回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成30年5月30日

全国市議会議長会会長 山田一仁

〔表彰状伝達、拍手〕

○**副議長（石松俊雄君）**

表彰状

笠間市 海老澤 勝殿

あなたは、笠間市議会議員として15年、笠間市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第94回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成30年5月30日

全国市議会議長会会長 山田一仁

〔表彰状伝達、拍手〕

○**議会事務局長（渡辺光司君）** 次に、茨城県市議会議長会から表彰されました方々を読み上げさせていただきます。

15年表彰、海老澤 勝議員。

○**12番（飯田正憲君）**

表彰状

笠間市議会議員 海老澤 勝殿

あなたは、市議会議員の職にあること15年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰いたします。

平成30年4月19日

茨城県市議会議長会会長 村田進洋

〔表彰状伝達、拍手〕

○議会事務局長（渡辺光司君） 同じく15年表彰、石松俊雄議員。

○12番（飯田正憲君）

表彰状

笠間市議会議員 石松俊雄殿

あなたは、市議会議員の職にあること15年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰いたします。

平成30年4月19日

茨城県市議会議長会会長 村田進洋

〔表彰状伝達、拍手〕

○議長（海老澤 勝君） 以上で、全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会からの表彰状の伝達を終わります。

開会の宣告

○議長（海老澤 勝君） ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、本日の資料のとおりであります。

市長挨拶

○議長（海老澤 勝君） ここで、市長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 挨拶の前に、ただいま表彰を受けられました海老澤 勝議員、石松俊雄議員、飯田正憲議員の皆様には、表彰受賞、まことにおめでとうございます。長年

のご功勞に対しまして心から敬意を表する次第であります。これまで培った経験を生かし、健康に留意され、さらなるご活躍をご期待する次第であります。

それでは、平成30年第2回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、大変ご多忙の中、定例会にご出席をいただき、御礼を申し上げる次第でございます。

さて、平成30年度がスタートいたしまして早2カ月が過ぎたところであります。今年度についても、道の駅整備や台湾交流事務所の開設、市役所本庁舎の大規模改修工事に向けた設計業務など、大きな事業が組まれておりますので、ご承認をいただいた予算をもとに計画的に事業執行に心がけてまいりたいと思います。

道の駅整備については、今後の整備方針となる笠間市道の駅基本構想を策定し、ホームページ等で公表いたしました。今後は、この構想に基づいた基本計画の策定を進めるとともに、道の駅の管理運営などについても協議し、建設工事に向けた本格的な取り組みを進めてまいります。

そして、人口減少の抑制と笠間らしさの確立に向けて、平成27年度から取り組みを進めてきた笠間市創生総合戦略については、5年間の計画期間のうち、ことしが4年目となります。また、国の地方創生交付金を活用し進めてきた「日本一の栗の産地づくり推進事業」、遊休農地等を活用した「笠間の栗生産拡大事業」、「筑波海軍航空隊記念館整備関連事業」の三つについては、今年度が計画の最終年度となります。

このうち、日本一の栗の産地づくりについては、これまでも栗の貯蔵技術の研究やPRや商品開発など販路拡大に向けた取り組みを進め、昨年度はJRと連携した栗のPRや栗農家を題材とした映画作製などを行いました。また、栗の生産拡大については、これまで農業公社による栗畑の集積を進め、平成29年度末で14.5ヘクタールと、計画どおり進んでいる状況であります。

今年度もこれらの取り組みを進めるとともに、さらに栗農家の規模拡大のための支援などをしてまいりたいと思います。

筑波海軍航空記念館については、明後日6月3日、日曜日にリニューアルオープンを予定しております。新たな記念館では、貴重な戦争史料の収集、展示を行うとともに、このような資料館ではこれまでに例のないVRといわれる映像技術を駆使した体験展示などを行う予定であります。今後も全国にある同様の戦争資料館と連携した取り組みなどについても検討し、より多くの方にご来館いただける施設にしていきたいと思います。

また、記念館の隣の旧指令部庁舎については、余り手を加えず現存のまま保存展示できるよう、市文化財としての指定について検討を進めてまいりたいと思います。

次に、最近の地方を取り巻く環境についてですが、先月21日に行われた政府の経済財政諮問会議の中で、我が国の高齢者人口がピークを加える2040年ころの社会保障給付費の見

通しが発表されました。

これによると、2040年の高齢化率は35.3%と人口の3人に1人が65歳以上となり、介護や医療などの社会保障給付費については、現在の1.57倍の190兆円に上るとの推計がされております。一方、人口減少はさらに進み、今よりも1,500万人ほど減少し、1億1,100万人程度となる見込みとなっております。

今回、このような中長期的な見通しが示されたことにより、政府は社会保障費の伸びをどのように抑えるのかの議論を進め、その具体策について今月中にまとめる「骨太の方針2018」の中に盛り込まれる見通しとなっております。

社会保障のあり方については、我々地方自治体にとっても非常に重要でありますので、しっかりその動向を注視していくとともに、申し入れが必要な事項については、全国や県の市長会を通じ要望をしてまいりたいと思います。また、総務省においては、このような急速な高齢化と人口減少が住民サービスの担い手である自治体行政においてどのような影響を与えるのかを研究する「自治体戦略2040構想研究会」を発足し、4月26日にその第1次報告が公表されております。

この中において、医療、介護、教育、インフラ整備、空家問題など、住民の生活に不可欠な行政サービスにおける将来的な課題を抽出、整備し、今年度中にその対策についての議論を進めていくこととしております。今後は政府が進める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口減少をいかに抑制するかという議論とともに、このように人口減少社会にいかに対応していくかという議論も必要になってくるのではないかと思います。

本市でも、今年度から都市機能の集約と連携のまちづくりのための立地適正化計画の策定を進めることとしており、この研究会の動向についても今後注視をしてまいりたいと思います。

次に、働き方改革に向けた取り組みについてですが、昨年度から進めてきた市職員の働き方改革の取り組みにより、市職員の有給休暇の取得日数については、前年比で1.5日増加し、時間外勤務の時間数については前年度比で15.1%減少するなど、取り組みにより一定の効果が図られたところであります。

今年度については、これまでの取り組みに加え、お盆期間中や祝祭日などを活用した連続休暇の取得促進など、職員の働き方改革をさらに進めるとともに、教職員の働き方の見直しにも取り組んでまいります。

まず、4月から教職員の勤務時間管理のため、出勤時間と退勤時間のパソコンでの管理を実施しております。そして、休暇の取得促進のため、お盆期間の8月13日から15日までの3日間と創立記念日、県民の日の計5日を完全学校閉庁日として設定することとし、これにあわせ、学校への留守番電話の設置なども今後進めてまいります。

また、部活動のあり方についても見直しを行い、生徒のバランスのとれた心身の成長を図る意味からも、週2日以上以上の休養日を設けること、練習時間の目安を設けること、朝の

練習を見直すことなどを教育委員会の方針として定め、4月中に中学校、義務教育学校の保護者宛てに通知をしたところであります。

今国会において、長時間の労働の是正などを含む「働き方改革関連法案」の動向が注目されておりますが、労働環境を充実させ、それによる労働生産性の向上を図ることは非常に重要なことでもありますので、今後も働き方の取り組みについてはしっかりと進めてまいりたいと思います。

次に、医療センターかさまの状況についてでございます。

4月の開設から2カ月が経過し、市立病院においては4月の外来患者数は昨年と比較して80人ほどふえている状況にあり、新たな施設として多くの方にご利用をいただいております。

開設当初は場所の変更や施設の配置になれないことから、市民からの問い合わせなども多く、また、電子カルテを導入したことから、外来患者の受付窓口や診察などで混雑が見られましたが、特に大きな混乱もなく、現在は落ち着いている状況であります。

新たな事業としての病児保育については、これまで54名の方に利用登録をいただき、うち、延べ11名の方にご利用をいただいている状況であります。

また、地域医療センターの特色である医療・福祉・介護の連携事業としてのメディカルカフェについては、これまで腰痛の予防や認知症の方への接し方をテーマとした講座を2回開催し、25名の方にご参加をいただいております。講座の後には講師との相談会なども開催され、参加いただいた方からは、いろいろな悩み事や相談などを聞いてもらえたとの声もいただき、効果があったものと感じております。毎月1度開催していきたいと考えており、多くの方に参加いただけるよう、毎回のテーマにも工夫をこらしていきたいと考えております。

次に、グローバル人材の育成についてですが、茨城県では今年度、世界に通じる英語力を持った人材を育成するため、次世代グローバルリーダー養成プログラムを開設させました。これは県内の中学校、高等学校に通う生徒の中から、高い意欲や英語能力などを兼ね備えた40人を選考し、2年間をかけ、英語力のほかプレゼンテーション能力や説得力など、さまざまなスキルを取得させ、世界に通じるグローバル人材の育成を図るためのもので、今回この40名の中に笠間中学校の3年生の女子生徒が選ばれております。

本市では、ネイティブスピーカーとの交流をより身近なものとし、英語に親しむことで児童生徒の英語力の向上を図るため、全小・中・義務教育学校に英語指導助手を配置しておりました。

また、ハワイ出身の国際交流員を市民活動課に配置し、より早い段階から英語への関心を持ってもらうため、保育所、こども園など、英語を学び、教えたり、市民向けの国際交流イベントや英会話教室なども行っております。また、ことし8月からは、エチオピア出身のスポーツ国際交流員を教育委員会に配置し、小・中学校での陸上指導などを行う予定

になっております。

このほかにも、この4月から1年間、笠間焼の技術取得のため、タイからの研修生を陶芸大学校で受け入れております。また、自治体職員協力事業として、ベトナム・ソラ省の職員を今月から来年3月まで農政課に受け入れ、市内の農家等の栽培技術、農産物の加工技術の取得のための研修などを行うとしております。

また、来年度の職員採用についても、グローバル枠として外国人1名程度を任期付職員として採用し、市の国際交流事業などに携わっていただく予定であります。

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、今後ますます国際化が伸展する中において、このような形で若い人たちが異文化に触れ、そして、世界に通じる英語能力を身につけることは必須となってまいります。今後もさまざまな観点から国際交流を積極的に進め、グローバル人材の育成を図ってまいりたいと思っております。

次に、提出議案等についてご説明申し上げます。

今回は、法令等に基づく報告事項のほか、専決処分の承認を求めることについての報告案件が3件、人権擁護委員候補の推薦に意見を求めることについての諮問案件が1件、笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについてを初めとする提出議案が17件となっております。

今回の補正予算関係の議案等につきましては、前年度末に専決処分しました一般会計の平成29年度補正予算の報告や平成30年度笠間市一般会計補正予算(第1号)の補正予算(案)を上程するものであります。

一般会計補正予算(第1号)であります。歳入におきましては、歳出関連の国・県支出金や繰入金などを補正するものでございます。

歳出における補正の概要を申し上げますと、国際化戦略事業における台湾交流事務所の開設に伴う増額補正や、国庫補助の内示による幹線道路等の事業費の減額補正などが主な内容となっております。その結果、今回の補正額は2億3,412万1,000円の減額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は、293億1,587万9,000円となっております。

後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なるご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

開議の宣告

○議長（海老澤 勝君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、資料のとおりといたします。
これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番西山 猛君、14番石松俊雄君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（海老澤 勝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る5月25日に議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで議会運営委員会委員長からご報告願います。

委員長飯田正憲君。

○議会運営委員長（飯田正憲君） 平成30年第2回定例会、議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、5月25日、平成30年第2回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、6月1日から15日までの15日間といたします。

初日の6月1日は、会期の決定、議案の説明を受けた後、議案の一部につきまして、質疑、討論、採決を行います。

6月4日は、議案調整のため休会といたします。

5日は、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に付託いたします。

6日は、議事整理のため、休会といたします。

7日と8日は、付託された議案の審査のため、常任委員会を開会いたします。

11日は、議事整理のため、休会いたします。

一般質問は、12日、13日及び14日の3日間で行います。

最終日の15日は、各常任委員会に付託された議案等の審査結果を各委員会から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い、終了といたします。

以上、報告いたします。

○議長（海老澤 勝君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月15日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月15日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、会期日程表のとおりでありますので、ご了承願います。

諸般の報告について

○議長（海老澤 勝君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長より、平成29年度笠間市一般会計継続費の通次繰越についてのほか、11件の法令等に基づく報告事項を配付してありますので、ご了承願います。

なお、個人情報を含むものにつきましては、紙資料で配付しております。

次に、平成30年第1回定例会において議決されました地方創生及び国土強靱化に向けた首都圏外周環状線の連続強化のための整備促進を求める意見書の提出につきましては、平成30年3月15日をもって、関係機関宛てに送付いたしましたのでご報告いたします。

選挙第1号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（海老澤 勝君） 日程第4、選挙第1号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

笠間市選挙管理委員会委員に、栗原英男君、江幡義孝君、井口 清君、鈴木佐知子君、以上の方を指名いたします。

笠間市選挙管理委員会の補充員には、第1順位、滝田 均君、第2順位、川崎幸良君、第3順位、萩野谷陸男君、第4順位 岡井俊博君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を、笠間市選挙管理委

員会委員並びに同補充員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が、笠間市選挙管理委員会委員並びに同補充員に当選されました。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度笠間市一般会計補正予算（第6号））

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（海老澤 勝君） 日程第5、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度笠間市一般会計補正予算（第6号））ないし報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第2号から報告第4号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分にした平成29年度笠間市一般会計補正予算（第6号）から笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 報告第2号 平成29年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてご説明申し上げます。これは、平成30年3月30日付で専決処分をしたものでございます。3ページをごらんください。

本補正予算は、地方譲与税、利子割交付金などの各交付金及び地方交付税の確定や国庫補助金の確定など、予算措置の必要が生じたことから、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ321億852万1,000円としたものでございます。

7ページをごらんください。第2表繰越明許費の補正でございます。

1、追加につきましては、年度内の完了が見込めないため、畜産試験場跡地利活用促進事業ほか5件の繰越明許費を新たに設定したものでございます。2、変更でございますけれども、こちらのほうにつきましては、福田地区地域振興整備事業でございますが、こちらは、事業の進捗状況によりまして、繰り越しをすべき額を増額変更したものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明申し上げます。10ページをごらんください。

歳入でございます。第2款地方譲与税から、次のページでございますけれども、第10款地方交付税までにおきましては、平成29年度の交付額の決定に伴い補正をしたものでございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金は、稲田中学校の災害復旧に伴う国の査定額が確定したことにより、公立学校施設災害復旧費負担金110万2,000円を減額するものでございます。

第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、個人番号カード交付に係る事務費補助金の交付決定によりまして、231万5,000円を計上するものでございます。

12ページをごらんください。第17款寄附金、第1項寄附金、2目総務費寄附金は、実績見込みによりまして、ふるさとづくり寄附金100万円を増額するものでございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、今回の補正に伴います財源調整といたしまして予定していた繰入金の額を2億8,754万3,000円を減額いたしまして、6億7,380万7,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。13ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費、14目基金費でございますけれども、こちらのほうにつきましては、「元気かさま応援基金」へ100万円を積み立てをするものでございます。

第3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費及び、第10款災害復旧費、第3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費は、国庫補助金の確定によりまして財源の組みかえを行ったものでございます。

以上で、平成30年3月30日付で専決処分をいたしました平成29年度笠間市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

続きまして、報告第3号 笠間市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、4月1日から施行が必要なものにつきまして、笠間市税条例の改正する必要があるため、専決処分をしたものでございます。

それでは、今回の改正内容を笠間市税条例新旧対照表によりご説明申し上げます。14ペ

ージをごらんください。

第48条につきましては、法人市民税に関する改正でございますが、内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例、いわゆる外国子会社合算税制についての改正でございます。第2項及び第3項につきましては、法人が外国子会社合算税制の適用を受ける際の法人市民税における税額控除について、法人税割から控除する旨の規定を追加するものでございます。

続きまして、17ページ下段から19ページにかけてごらんください。

第52条第2項、第3項、第5項、第6項につきましては、法人市民税に係る延滞金についての規定でございます。法人市民税において、納期限の延長があった場合の延滞金の計算につきましては、減額更生後、さらに増額更生があった場合の延滞金の取り扱いについて定めるものでございます。

続きまして、27ページ下段から28ページにかけてごらんください。

附則第10条の3、第12項につきましては、改修実演芸術公園施設における固定資産税の軽減措置に関する規定でございます。劇場、音楽堂などについて、一定のバリアフリー改修を行った場合の減額措置に係る申告の内容を規定するものでございます。なお、当市におきましては、現時点で該当する施設はございません。

附則第11条以降につきましては、固定資産税における土地の負担調整措置について、現行制度の適用期限を平成32年度まで3年間延長をする内容でございます。

以上が、主な改正内容でございますが、このほかに記載されております改正の内容につきましては、法改正に伴いまして、引用条文や文言の整理など、所要の措置を行うものでございます。

以上で、報告第3号 笠間市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 報告第4号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。新旧対照表でご説明申し上げます。4ページをごらんいただきたいと思います。

附則に、第17項として、次の1項を加えるものでございます。

平成30年4月23日から平成31年3月31日までにおける市長の給料月額を、第3条に規定する額から、当該額の100分の10に当たる額を減じた額とするものであり、90万円を81万円とするものでございます。なお、この条例は、平成30年4月23日から施行しております。

以上で説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第2号ないし報告第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決をいたします。

初めに、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度笠間市一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（海老澤 勝君） 日程第6、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名が人権擁護委員として人権擁護活動に取り組んでおります。本諮問は、平成21年から活動されている鶴田亮子氏が任期満了となるため、伊藤 晃氏を新たに推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより諮問第3号について採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第50号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて

○議長（海老澤 勝君） 日程第7、議案第50号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条に係る議会申し合わせ事項により、教育長今泉 寛君の退席を求めます。

〔教育長 今泉 寛君退場〕

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第50号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市教育委員会教育長の今泉 寛氏が平成30年6月23日をもって任期満了になることに伴い、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております笠間市教育委員会教育長の任命に同意も求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

教育長今泉 寛君の入場を求めます。

〔教育長 今泉 寛君入場〕

○議長（海老澤 勝君） ここで、教育長今泉 寛君から発言を求められておりますので、許可いたします。

教育長今泉 寛君。

○教育長（今泉 寛君） ただいま教育長の任命をいただくことになりました今泉 寛でございます。これまで3年8カ月、教育長として務めてまいりましたが、社会情勢の変化の中でますます教育の重要性が高まっていることを強く認識し、その責任の重さを強く感じてきたところであります。

続けて教育長を任命をいただくことになりましたが、これまでの経験にとらわれることなく、確信・最善・真心をもって笠間市の教育のますますの充実発展を目指してまいりたいと考えております。議員の皆様には、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いを

申し上げます。

また、市民の皆様には、笠間市の教育の推進につきまして、ご理解、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。以上、挨拶とさせていただきます。

議案第51号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（海老澤 勝君） 日程第8、議案第51号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第51号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市教育委員会委員の平澤憲次氏が、平成30年6月30日をもって任期満了になることに伴い、鳥羽田 信氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第52号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて

○議長（海老澤 勝君） 日程第9、議案第52号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第52号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市監査委員の岸 倫男氏が平成30年6月22日をもって任期満了になることに伴い、新たに仙波 操氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております笠間市監査委員の選任に同意を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第53号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（海老澤 勝君） 日程第10、議案第53号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第53号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市等公平委員の高安行男氏が平成30年6月22日をもって任期満了になることに伴い、同氏を再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項及び笠間市等公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

議案第54号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

議案第55号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

議案第56号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（海老澤 勝君） 日程第11、議案第54号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、ないし議案第56号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第54号から議案第56号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、大関 馨氏、宇津義和氏、小林かづえ氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号ないし議案第56号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第54号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第55号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第56号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第12、議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、台湾交流事務所の開設に伴い、外国へ赴任する職員に係る旅費及び特殊勤務手当を支給するため、所要の改正をするものであります。詳細につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、台湾交流事務所を開設するに当たり、外国へ赴任する職員に係る旅費及び特殊勤務手当を支給できるようにするため、関係規定を改正するものでございます。

改正内容としまして、引越し費用としての移転料、赴任準備費用としての赴任手当、赴任先での当面の宿泊等費用としての着後手当、そして、家族の外国への旅費として扶養親族移転料を新設するものでございます。また、特殊勤務手当につきましては、赴任先での生活に要する経費としての外国勤務手当を新設し、支給するものでございます。新旧対照表に基づきましてご説明させていただきます。

12ページをごらんいただきたいと思います。まず、笠間市職員の旅費に関する条例の一部改正からご説明させていただきます。第2条の定義におきましては、今回の赴任規定の追加に伴う用語の追加及び修正でございます。

13ページをごらんください。第3条は、旅費の支給でございますが、外国旅行中に退職等、これは退職・休職・失職などを指します。退職等となった場合や死亡した場合についても支給対象となるよう規定するものでございます。第6条は、旅費の種類に、外国への赴任に伴う準備費用として、赴任手当の規定を追加するものでございます。

14ページをごらんください。第8条は、旅費の計算について、第24条は、退職者等の旅費の規定についての改正、次の15ページの第25条は、遺族の旅費について、外国赴任者が日本に出張した場合において、日本国内での出張中に退職又は死亡した場合における規定を追加するものでございます。

16ページをごらんください。第26条及び第31条は、外国旅行における移転料の規定を新たに設けるものでございます。

18ページをごらんください。第32条は、着後手当の規定を設けるものでございまして、日当10日分及び宿泊料10夜分に相当する額を規定するものでございます。第33条は、扶養親族移転料の規定を設けるものでございます。

19ページをごらんください。第34条は、赴任手当、第36条は、死亡手当として、外国赴任中に死亡した場合の遺骨引き取り等の費用に充てる旅費の支給を規定するものでございます。

20ページをごらんください。第37条は、外国旅行における退職者の旅費を、23ページの第38条は、遺族の旅費を規定するものでございます。

別表の改正につきましては、別表第2では、外国旅行と区分、区別するために、移転料の前に、内国旅行を加え、次の24ページの別表第3におきまして、第34条に新設する赴任手当の支給額を、次の25ページの別表第4として、第31条に新設する外国旅行の移転料の支給額を追加するものでございます。26ページをごらんください。

続きまして、笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。

第2条の特殊勤務手当の種類に外国勤務手当を新たに追加するものでございます。

第17条では、外国勤務手当の支給内容及び支給額の規定を追加するものでございまして、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律に規定します。在勤手当のうち、茨城県の支給基準と同様に、国の在勤基本手当の100分の80の額、住居手当の額、配偶者手当の額の100分の80の額から、給与条例で定める扶養親族に係る扶養手当額を減じた額、子女教育手当の額をそれぞれ上限として支給するものでございます。

11ページにお戻りをいただきまして、附則としまして、この条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第57号の説明を終わらせていただきます。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第58号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第13、議案第58号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第58号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 議案第58号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、笠間市税条例等の一部を改正するものでございます。

主な内容につきましては、一つ目といたしまして、個人市民税について、給与所得控除及び公的年金等控除の制度の見直しによりまして、一部を基礎控除へ振りかえる措置を講ずるほか、高額所得者に係る基礎控除額について、逡減、消失する仕組みを設けるものでございます。

二つ目といたしまして、固定資産税において地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」の追加導入に伴いまして、課税標準の特例割合を定める改正でございます。

三つ目といたしまして、たばこ税についての改正でございます。税率を段階的に引き上げ措置を講ずるほか、加熱式たばこに係る課税方式の見直しを行うものでございます。

それでは、今回の改正内容を笠間市税条例新旧対照表によりご説明を申し上げます。18ページ下段をごらんください。

18ページ下段から19ページ上段にかけて、第24条第1項第2号につきましては、障害者、未成年者、寡婦に対する非課税措置の所得要件につきまして、125万円から135万円に引き上げる改正でございます。

同条第2項につきましては、均等割、非課税の範囲について、現行の算出方法に10万円を加算した額へ限度額の引き上げを行う改正でございます。

続きまして、第34条の2及び第34条の6をごらんください。

この改正は、所得控除及び調整控除の対象者といたしまして、前年所得が2,500万円以下である旨の所得要件を設けるものでございます。

続きまして、22ページ下段の第92条から、28ページの第98条にかけましては、たばこ税に関する改定でございます。

たばこ税の改正につきましては、国と地方のたばこ税の配分比率1対1を維持した上で、国と地方合わせて1本当たり1円ずつ、計3円の引き上げを3段階で実施するものでございます。

92条において、製造たばこの区分の規定について、23ページの第93条の2においては、加熱式たばこを製造たばことみなす場合の規定について、それぞれ追加をするものでございます。

24ページから27ページにかけましての第94条につきましては、加熱式たばこに係る重量と価格から、紙巻きたばこの件数へ換算する方向について規定をするものでございます。

27ページの下段、第95条をごらんください。こちらにつきましては、たばこ税の税率の改正でございます。

続いて、附則についてでございますが、28ページの下段から29ページにかけての第5条につきましては、個人市民税の所得割非課税の範囲について、現行の算出方法に10万円を加算した額へ、限度額の引き上げをする改正でございます。

第10条の2につきましては、わがまち特例の導入に係る固定資産税の特例措置の追加でございます。

第6項から第10項までは、水力・地熱・バイオマス・太陽光・風力各発電施設の導入に関し、現在の特例措置の対象外の部分につきまして、課税標準の特例割合の規定を追加するものでございます。

30ページの同条第17項につきましては、生産性向上特例措置法に基づく一定の基準に従い、中小企業が行った設備投資につきまして、課税標準の特例割合をゼロと定めるものでございます。

次に、31ページから35ページにかけて、第94条に係る改正は、加熱式たばこから紙巻きたばこへの換算方法につきまして、5年間かけて段階的に改正を行う内容でございます。

34ページ及び36ページの第95条に係る改正につきましては、たばこ税の税率について3段階で引き上げを実施する内容でございます。

続きまして、40ページをごらんください。平成27年改正条例の附則の改正でございます。たばこ税に関する経過措置について、法律改正に合わせて所要の規定の整備を行うものでございます。主な改正の内容について申し上げましたが、このほかの記載されております改正の内容につきましては、法改正に伴い、引用条文や文言の整理など所要の措置を行うものでございます。8ページまでお戻りください。

附則についてでございます。第1条につきましては、施行期日について定めております。

続きまして、9ページの第2条から、15ページの第11条につきましては、市民税、固定資産税、たばこ税に関し、それぞれ所要の経過措置等を定めるものでございます。

以上で、議案第58号 笠間市条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第59号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第14、議案第59号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第59号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、高齢者等世帯に対するごみ出しの支援事業の開始に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、市民生活部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 議案第59号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例についての内容をご説明申し上げます。

本案は、高齢者等世帯に対するごみ出しの支援事業の開始に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明を申し上げます。3ページをごらんいただきたいと思います。

中段、第10条の3を追加しまして、ごみ出し支援事業の対象となる世帯として、構成員が全て65歳以上である世帯、構成員の全てが障害者手帳の交付を受けている世帯、その他、市長が必要と認める世帯と定めてございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

別表の処理手数料の項目に、不燃ごみ収集袋の処理手数料としまして、1枚40円、資源物収集袋の処理手数料としまして、1枚20円を追加するものでございます。

そのほか、改正に伴いまして文言の整理を行います。

2ページにお戻りをいただきまして、一番下、附則でございしますが、この条例は平成30年9月3日から施行するものでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第60号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第15、議案第60号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第60号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、厚生労働省令で定める基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第60号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、国が示した放課後児童健全育成事業の運営に関する基準の改正に伴い、本条例を一部改正するものです。

今回の改正は、従事する放課後児童支援員の基礎資格要件の見直しにより、一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めたものを対象に拡大するものであります。また、教育職員免許の資格を明確されたことから、本市においても同様の改正をするものです。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。3ページをお開き願います。第10条第3項第4号について、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」に改正するものでございます。また、一定の実務経験者の資格要件等を「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの」として、同条同項第10号に新設いたしました。

2ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第16、議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令等の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと、低所得者に対する5割及び2割の軽減措置の拡充を講じるとともに、それらに伴う文言の整理を行うため、本条例を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。4ページをごらん願います。

第3条第1項の課税額については、第1号に基礎課税額を、第2号に後期高齢者支援金等課税額を、第3号に介護納付金課税額を、それぞれ区分して改正したものでございます。

次に、5ページをごらん願います。

第3条第2項中、ただし書きの基礎課税額を「54万円」を「58万円」に改め、同条第2項から第4項の前項及び第1項の次に、第1号から第3号を加え、同条第4項の文言を削除するものでございます。

次に、6ページをごらん願います。

第9条第2項は、文言の削除、第19条第1項は、基礎課税額から減額して得た額54万円を58万円に改め、同条第2号中、5割軽減の所得判定の査定において、「27万円」を「27万5,000円」に、7ページをごらんいただきまして、第3号中、2割軽減の所得判定の査定において、「49万円」を「50万円」に改めるものでございます。

次に、第20条の2第2項は、「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加えるものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第62号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（海老澤 勝君） 日程第17、議案第62号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第62号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、医療福祉対策要綱、医療福祉対策実施要領及び茨城県医療福祉費等補助金交付要綱の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第62号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、医療福祉対策要綱、医療福祉対策実施要領及び茨城県医療福祉費等補助金交付要項の改正に伴い、平成30年10月1日から、小児の対象年齢が入院のみ、高校3年生相当まで拡大されることから、本条例を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。4ページをごらん願います。

第2条第3号中、「15歳」を「18歳」に改め、5ページをごらんいただきまして、支給の資格につきましては、第4条第1項中、「対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続及び安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限る。」を「対象者が生徒であり、15歳に達する以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の場合にあっては入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。」を追加し、改めます。

次に、8ページをごらん願います。

支給制度につきましては、第5条第1項第3号中、「その父若しくは母」を「その者若しくはその者の配偶者又はその父若しくは母」に、「生徒の父母」を「生徒の配偶者若しくは父母」に改めます。そのほかにつきましては、本条例の改正に合わせ、所要の改正をするものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、第2条第3号、第4条第1項及び第5条第1項第3号の改正規定は、平成30年10月1日から、第5条第1項第1号の改正規定は、平成31年6月1日から施行し、施行日前の診療にかかわる医療福祉費支給については、なお従前の例によるものといたします。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第63号 笠間市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

○議長（海老澤 勝君） 日程第18、議案第63号 笠間市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第63号 笠間市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、このす団地地区地区計画の決定に伴い、地区整備計画区域内において建築物の用途を制限するため、現在本市で運用している5地区の地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を整理統合し、新規に制限する当該地区計画の制限内容を包含させ、計6地区における建築物の制限を一つの条例で運用するため、制定するものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 議案第63号 笠間市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例についての内容につきまして、ご説明申し上げます。

本案につきましては、このす団地地区地区計画の決定に伴いまして、地区計画整備区域内において、建築物の用途を制限するために、現在本市で運用しております5地区の地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を整理、統合しまして、新規に制限するこのす団地地区地区計画の制限内容を包含させ、計6地区におけます建築物の制限を一つの条例で運用するため制定するものでございます。

条例の構成といたしましては、第3条で、これまで個別の条例、便宜上、「旧条例」と表現させていただきますが、旧条例で対応しておりました各地区計画の適用区域を別表に列挙する形をとりまして、一つの条例で対応することにしております。

第4条から第9条までが旧条例で制限しておりました内容を列記した条項でございまして、こちらも別表に列挙しております各地区計画におきまして、該当する項目の内容で制限することを定めるものでございます。

第10条以降につきましては、旧条例を引き継ぐ形としております。

附則といたしまして、条例は公布の日から施行することとしておりまして、このす団地地区地区計画の決定告示を同日にいたします。また、関連する条例の廃止及び廃止に伴う経過措置並びに関連する条例の改正について、附則で定めております。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

13番西山 猛君が退席いたしました。

議案第64号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（海老澤 勝君） 日程第19、議案第64号 市道路線の廃止及び認定についてを議

題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第64号 市道路線の廃止及び認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、茨城中央工業団地整備事業に伴う路線の廃止及び認定、土地改良事業に伴う路線の廃止及び認定、開発事業廃止に伴う路線の廃止及び認定、県道整備に伴う路線の廃止並びに開発行為に伴う路線の認定をするものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 議案第64号 市道路線の廃止及び認定についてご説明いたします。今回の市道路線の廃止及び認定につきましては、廃止します20路線、認定します33路線をお諮りするものでございます。

内容につきましては、2ページから4ページに一覧表を載せてございますので、ごらんいただきたいと思っております。この調書には、廃止及び認定する路線名、それぞれ起点、終点、延長、幅員等を記載してございます。

まず、2ページの上から順にご説明を申し上げます。

整理番号1番から3番につきましては、茨城中央工業団地の造成工事に伴う廃止であります。

4番から11番につきましては、土地改良事業に伴う廃止でございます。

12番から19番につきましては、安居地内の開発事業の廃止に伴う廃止でございます。

20番につきましては、県道整備に伴う廃止でございます。

続きまして、3ページの上から順に説明いたします。

整理番号1番から6番につきましては、茨城中央工業団地の造成工事に伴う認定でございます。

7番から19番につきましては、土地改良事業に伴う認定でございます。

20番から24番につきましては、安居地内の開発事業廃止に伴う認定でございます。

25番から30番、次のページの31番から33番につきましては、民間事業者の開発行為に伴う認定でございます。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第65号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）

○議長（海老澤 勝君） 日程第20、議案第65号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第65号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 消防長安達裕一君。

○消防長（安達裕一君） 議案第65号 動産購入契約の締結について、ご説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、消防団消防ポンプ自動車の年数の経過により、稼働力の低下が危惧されるため、第6分団と第7分団の消防ポンプ自動車2台を更新する動産購入契約でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札、契約金額ですが、3,531万6,000円で、契約の相手方が茨城県石岡市国府5丁目2番25号、有限会社鈴機、代表取締役鈴木直人で、5月23日に仮契約を締結したところでございます。

以上で、議案第65号の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

○議長（海老澤 勝君） 日程第21、議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度の補正予算であり、一般会計について補正するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。1ページをごらんください。

平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,412万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293億1,587万9,000円とするものでございます。5ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正でございます。

地域交流センターともべ指定管理料から岩間学校給食センター調理業務委託までの6事業につきまして、来年度当初から事業を実施するため、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ、債務負担行為を設定するものでございます。

6ページをごらんください。第3表地方債補正でございますが、クラインガルテン改修事業債から、友部公民館施設整備事業債までの6事業につきまして、国庫補助金の内示などに伴いまして、起債対象事業費の補正をするものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明申し上げます。

9ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明申し上げます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金81万円の増は、生活保護法の改正に合わせて、システムの変更に伴う生活困窮者関連国庫補助金の増でございます。

4目土木費補助金2億150万7,000円の減は、道路整備や市営住宅長寿命化事業などに対する補助金内示による減でございます。

5目消防費国庫補助金538万6,000円の減は、消防防災施設整備費補助金の内示による減でございます。

第15款県支出金、第2項県補助金、4目農林水産業費県補助金119万9,000円の減は、産地改革チャレンジ事業や集落営農組織法人化補助金の要綱改正によりまして、県等の直接事業になることから減となるものでございます。

10ページをごらんください。第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金458万1,000円の減は、今回の補正予算の財源調整によるものでございます。

7目地球温暖化防止等事業基金繰入金145万8,000円の増は、笠間図書館の照明LED化に伴い、繰り入れを行うものでございます。

第20款諸収入、4項雑入、5目雑入493万4,000円の減は、本年3月末での消防団員の退職者数見合いによる消防団員退職報償金受け入れ額を増すもので、同額で歳出にも計上しているものでございます。

続きまして、歳出でございます。11ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費727万1,000円の増は、3節で職員手当等で、派遣職員への特殊勤務手当438万7,000円の増や、9節旅費で特別旅費356万3,000円の減、13節委託料で、台湾交流委託料1,469万円の増など、台湾交流事務所開設に伴う予

算の見直しなどによるものでございます。次のページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費37万5,000円の減は、国庫補助金の内示減によりまして、重度障害者住宅リフォーム給付費を減額するものでございます。

13ページになりますが、第3項生活保護費、1目生活保護総務費162万円の増は、平成30年10月から生活保護基準の見直しが予定されていることから、生活保護システムの改修委託料を増するものでございます。

第4款衛生費、第2項清掃費、1目清掃総務費10万8,000円の増は、弁護士への法律事務委託の委託料でございます。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費468万2,000円の増は、18節備品購入費で、イノシシの捕獲等を目的とする箱わな購入345万6,000円の増や、19節負担金補助及び交付金で地域で結成されました捕獲団体への活動支援事業補助金150万円の増が主なものでございます。次のページになります。

第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費21万6,000円の増は、英国日本大使館におきましてマスコミ向けに笠間焼をPRするため、展示会を開催する海外販路開拓支援事業の委託料の増でございます。

第7款土木費、第2項道路橋梁費、4目幹線道路費1億9,848万5,000円の減及び、次のページになりますが、5目狹隘道路整備等促進費1,378万6,000円の減につきましては、国庫補助金の内示の減によるものでございます。

第5項住宅費、1目住宅管理費4,425万1,000円の減につきましては、国庫補助金の内示の減や空家などの問い合わせに対応するため、空家等情報管理システムを1ライセンス追加するための経費の増などでございます。

第8款消防費、第1項消防費、3目消防施設費1,300万円の減につきましては、補助内示によります防火水槽設置工事の減でございます。16ページをごらんください。

第9款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費981万1,000円の増につきましては、東中学校の借地に係る買収費用といたしまして、公有財産購入費を計上するものでございます。それが主なものでございます。

第5項社会教育費、2目公民館費442万9,000円の増につきましては、友部公民館改修に伴います設計及び管理業務等の委託費の増でございます。

第6目保健体育費総務費11万2,000円の増につきましては、ハーフマラソン大会公認コースの更新に伴います計測の費用でございます。

以上で、平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（海老澤 勝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月5日午前10時に開会いたします。よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時57分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署名議員 西山 猛

署名議員 石松 俊雄